豊川市住宅リフォーム工事費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住宅の耐震改修補助事業に併せて住宅リフォーム工事を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上並びに耐震性向上を図り、市民が安心して住み続けられる地震に強いまちづくり及び居住環境の向上を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　この要綱に定めるもののほか、豊川市住宅リフォーム工事費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項は、豊川市補助金等に関する規則（平成５年豊川市規則第４９号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　住宅　居住の用に供する家屋（併用住宅においては居住の用に供する部分が延べ面積２分の１以上のもの）をいう。

(２)　住宅リフォーム工事　住宅の機能又は性能を維持又は向上させるため、住宅又は住宅の一部の修繕、補修、模様替え、更新、取り替え等を行うことをいう。

(３)　耐震改修補助事業　豊川市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成３０年４月１日施行）に定める木造住宅の耐震改修工事、豊川市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成２６年４月１日施行）に定める木造住宅の段階的耐震改修工事、豊川市木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付要綱（平成２９年５月１日施行）に定めるシェルター等整備工事、豊川市非木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱（平成２９年５月１日施行）に定める非木造住宅の耐震改修工事をいう。

（補助の対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、耐震改修補助事業を行う者とする。

（補助の対象事業）

第５条　補助の対象となる事業（以下｢補助事業｣という。）は、耐震改修補助事業と同時に行う住宅リフォーム工事であって、その工事に要する費用（耐震改修事業に要する費用は除き、消費税及び地方消費税を含めない。以下同じ。）が１０万円以上であるものとする。ただし、次に掲げる場合は対象外とする。

(１)　介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費等の助成、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく豊川市障害者住宅改修費の助成を受けた場合

(２)　上記の他、リフォームに関する助成を豊川市より受けた場合

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助事業に要する費用の額の２０％以内とする。ただし、２０万円を限度とする。

２　前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は、同一住宅につき１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊川市住宅リフォーム工事費補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付し、耐震改修補助事業の補助申請と同時に提出しなければならない。

(１)　見積書の写し（工事内訳書を添付）

(２)　補助対象工事の工事内容が分かる図面等

(３)　着手前の写真（全ての改修箇所）

(４)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

２　前項の審査の結果、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）には、豊川市住宅リフォーム工事費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、交付しないと決定を受けた申請者には、豊川市住宅リフォーム工事費補助金不交付通知書（第３号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

（事業内容の変更）

第９条　補助対象者は、交付決定後に補助金の額の変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、豊川市住宅リフォーム工事費補助金変更申請書（第４号様式）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更交付決定を行うときは、豊川市住宅リフォーム工事費補助金変更交付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（事業の着手）

第１０条　補助事業に係る請負契約は、補助金の交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

（事業の中止）

第１１条　補助対象者は、補助金の交付決定後において、工事を中止しようとする場合は、豊川市住宅リフォーム工事費補助金事業中止届出書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告等）

第１２条　補助対象者は、補助事業が完了したときは速やかに豊川市住宅リフォーム工事費補助金完了実績報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 工事請負契約書の写し
2. 工事費請求書又は領収証の写し（施工業者の発行したものに限る。）

(３)　工事写真（住宅リフォーム工事の内容が確認できるもの）

(４)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により完了報告書を受理したときは速やかに審査を行い、補助事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊川市住宅リフォーム工事費補助金交付確定通知書（第８号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　補助対象者は、前条の通知を受けた日から起算して１０日以内に交付請求書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（現地調査）

第１４条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業に係る住宅について現地調査を行うことができる。

（補助金の取消し等）

第１５条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(１)　虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(２)　補助金交付決定の内容及びその他法令又はこの要綱に違反したとき。

(３)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

第２号様式（第８条関係）

第３号様式（第８条関係）

第４号様式（第９条関係）

第５号様式（第９条関係）

第６号様式（第１１条関係）

第７号様式（第１２条関係）

第８号様式（第１２条関係）

第９号様式（第１３条関係）